16　神奈川県手数料条例

（平成 12 年 3 月 24 日条例 2 号）

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条及び第 228 条第１項の規定に基づき、別に条例で定めがあるもののほか、県が徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

（手数料の徴収）

第２条　知事は、別表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、特別の計算単位の定めがあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては１件につきそれぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

（手数料の減免）

第３条　手数料は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受ける者から申請があるときその他の知事が特別の事由があると認めるときは、減免することができる。

（手数料の納付時期）

第４条　手数料は、願書、申請書等を提出する際、許可、免許、登録等の証票の交付、再交付、書換え等を受ける際又は検診、注射、検査等を受ける際に納付しなければならない。

（手数料の不還付）

第５条　既納の手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

（過料）

第６条　詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者はその徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円）以下の、その他の行為により徴収を免れた者は５万円以下の過料に処する。

（徴収の手続等）

第７条　手数料徴収の手続等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則(略)

別表（第２条関係）(抜粋)

８　県土整備局関係

手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金　　額
10　租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 28 条の４第３項第５号イ若しくは第 63 条第３項第５号イ又は第 31 条の２第２項第 14 号ハ若しくは第 62 条の３第４項第 14 号ハの規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	次に掲げる造成宅地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （１）　0.1 ヘクタール未満の造成宅地の面積 ８万 6,000 円 （２）　0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満の造成宅地の面積 13 万円 （３）　0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満の造成宅地の面積 19 万円 （４）　0.6 ヘクタール以上１ヘクタール未満の造成宅地の面積 26 万円 （５）　１ヘクタール以上３ヘクタール未満の造成宅地の面積 39 万円 （６）　３ヘクタール以上６ヘクタール未満の造成宅地の面積 51 万円 （７）　６ヘクタール以上 10 ヘクタール未満の造成宅地の面積 66 万円 （８）　10 ヘクタール以上の造成宅地の面積 87 万円

23　都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料	（1）　主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合　次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア　0.1ヘクタール未満の開発区域の面積 8,600円 イ　0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の開発区域の面積 2万2,000円 ウ　0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の開発区域の面積 4万3,000円 エ　0.6ヘクタール以上１ヘクタール未満の開発区域の面積 8万6,000円 オ　１ヘクタール以上３ヘクタール未満の開発区域の面積 13万円 カ　３ヘクタール以上６ヘクタール未満の開発区域の面積 17万円 キ　６ヘクタール以上10ヘクタール未満の開発区域の面積 22万円 ク　10ヘクタール以上の開発区域の面積 30万円 （2）　主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合　次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア　0.1ヘクタール未満の開発区域の面積 1万3,000円 イ　0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の開発区域の面積 3万円 ウ　0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の開発区域の面積 6万5,000円 エ　0.6ヘクタール以上１ヘクタール未満の開発区域の面積 12万円 オ　１ヘクタール以上３ヘクタール未満の開発区域の面積 20万円 カ　３ヘクタール以上６ヘクタール未満の開発区域の面積 27万円 キ　６ヘクタール以上10ヘクタール未満の開発区域の面積 34万円 ク　10ヘクタール以上の開発区域の面積 48万円 （3）　その他の場合 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア　0.1ヘクタール未満の開発区域の面積 8万6,000円 イ　0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の開発区域の面積 13万円 ウ　0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の開発区域の面積 19万円 エ　0.6ヘクタール以上１ヘクタール未満の開発区域の面積 26万円 オ　１ヘクタール以上３ヘクタール未満の開発区域の面積 39万円 カ　３ヘクタール以上６ヘクタール未満の開発区域の面積 51万円 キ　６ヘクタール以上10ヘクタール未満の開発区域の面積 66万円 ク　10ヘクタール以上の開発区域の面積 87万円

24　都市計画法第 35 条の２の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料	変更許可申請１件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が 87 万円を超えるときは、その手数料の額は 87 万円とする。 （１）　開発行為に関する設計の変更（（２）のみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（（２）に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ、前項の右欄に規定する額の 10 分の１の額 （２）　新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第 30 条第１項第１号から第４号まで（同法附則第５項において準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、前項右欄に規定する額 （３）　その他の変更については １万円
25　都市計画法第 41 条第２項ただし書（同法第 35 条の２第４項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	市街化調整区域内等における建築物特例許可申請手数料	４万 6,000 円
26　都市計画法第 42 条第１項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	２万 6,000 円
27　都市計画法第 43 条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	次に掲げる敷地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （１）　0.1 ヘクタール未満の敷地の面積 6,900 円 （２）　0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満の敷地の面積 １万 8,000 円 （３）　0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満の敷地の面積 ３万 9,000 円 （４）　0.6 ヘクタール以上１ヘクタール未満の敷地の面積 ６万 9,000 円 （５）　１ヘクタール以上の敷地の面積 ９万 7,000 円
29　都市計画法第 45 条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	開発許可を受けた地位の承継承認申請手数料	（１）　承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が１ヘクタール未満のものである場合 1,700 円 （２）　承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が１ヘクタール以上のものである場合 2,700 円 （３）　承認申請をする者が行おうとする開発行為が（１）及び（２）以外のものである場合 １万 7,000 円
30　都市計画法第 47 条第５項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	用紙１枚につき　　470 円